

健康保険法関係

保険者から被保険者への被保険者証等の直接交付について

健康保険には、その根幹について健康保険法の中心的な施行命令である健康保険法施行規則（大15. 7. 1 内務省令36。以下、施行規則）があり、厚生労働省令として詳細な取り扱いを規定している。今般、施行規則および船員保険法施行規則の一部を改正する省令（以下、改正省令）が公布され、令和3年10月1日から施行されている。本稿では、この改正内容について解説する。

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令 3. 8.13 厚労令140）

関口敦夫 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.はじめに

健康保険制度において被保険者証等は、保険者から事業主を経由し、被保険者へ交付されることが義務づけられているが、近年のテレワークの普及等を鑑み、柔軟な事務手続きを可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対し、被保険者証等を直接交付することを可能とする改正が行われた。

本改正省令に付随し発出された通達（令 3. 8.13 事務連絡）の別紙「被保険者証等の直接交付に関するQ & A」により、具体的な取り扱いが整理されている。

2.改正内容

①【被保険者証の送付】

被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。

②【訂正後の返付】

被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。

③【再交付】

被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。

④【検認または更新等を行った後の交付】

被保険者証の検認または更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。

⑤【その他、受給者証等】

下記受給者証等の交付方法等について、①～④に準じた改正を行う。

- ・ 高齢受給者証
- ・ 特定疾病療養受療証
- ・ 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

⑥【その他所要の改正を行う】

本改正省令は、船員保険における被保険者証等の交付方法等についても、①～⑥に準じた改正が行われる。

3. 具体的な取り扱い

本改正省令に関わる通達の別紙として、「被保険者証等の直接交付に関するQ & A」により、実務において想定される疑問点が整理されている。その中で事業主に向けた内容を抜粋し、今後想定される実務上のポイントと併せて解説する。

Q 1 「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

⇒本改正省令は令和3年10月から施行されるため、各保険者は被保険者へ直接交付を行うためのシステム改修に追われている様子だ。また、個人情報保護という観点や直接交付事務が煩雑になるという点で、実務的に取り扱われるのに時間を要する見込みである。

今後、各事業所には直接交付を行うための具体的な取り扱いについて、状況調査や書類提出を依頼するための通知が保険者から届く可能性があるため、留意する必要がある。

Q 4 直送の具体的な運用について、留意すべき点はあるか。例えば、事業所ごとの状況に応じて、取り扱いを変えることは可能か

A 運用について特段の制限はないが、直送に要する費用は、被保険者・事業主全体が負担する保険料等を原資としていることから、公平性の確保に留意する必要がある。被保険者・事業所間における不公平性が生じないように留意した上で、具体的運用を各保険者の実情に応じて決め

ることが可能である。

⇒各被保険者へ被保険者証等を個別に送付するとなると、各保険者の送付事務が煩雑になるため、加入している事業所すべてを適用対象とすることは想定しづらい。各保険者が送付を行うために一定の基準を設けることや、加入事業所による選択制が導入されることが考えられる。

Q 5 テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか

A 省略できない。改正省令による改正後の施行規則においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、またはその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

⇒各被保険者が独自に保険者へ返納することになると、被保険者および保険者の事務処理が煩雑となり、また、被保険者証等の返納は「遅滞なく」とされていることに対し、回収が滞る可能性も想定されるため、省略が不可とされていると考える。

保険者 ⇒ 被保険者



被保険者 ⇒ 保険者



Q 6 被保険者証を直接交付する場合であっても、交付した旨を事業主に通知する必要があるか

A 施行規則46条において、厚生労働大臣または健康保険組合は、被保険者の資格の取得確認を行ったとき、または事業所整理記号および被保

険者整理番号を変更したときは、遅滞なく、その事業所整理記号および被保険者整理番号を事業主に通知しなければならないとされているため、引き続き事業所整理記号および被保険者整理番号を通知する必要があるが、交付した旨の通知は必須ではない。また、事業主においても、通知された事業所整理記号および被保険者整理番号を適切に管理することが必要である。

⇒従来、被保険者の資格取得や情報の変更、被扶養者についての異動手続きを行った際には、届出書類の控えや公文書と併せて被保険者証が事業主へ送付されていたが、被保険者証等の直接交付が適用された事業主には、今後、届出書類の控えや公文書のみが届くこととなる。事業主は被保険者証等の到着確認を直接行うことができないため、従業員への個別確認を行う必要がある。

Q 7 送付方法に制限はあるか

A 送付方法は、紛失リスク等を考慮した上で各保険者の実情に応じて適正に判断いただくこととなる。

⇒被保険者証等は「信書」に該当する上、個人情報保護の観点から、各保険者の送付方法は限定され则认为。被保険者の手元に直接届く送付方法が好ましいため、受領する環境により手元に届くまで時間を要することも考えられる。

Q 8 直送に要する費用を事業主負担とすることが考えられるが、具体的な取り扱いはどうすべきか

A 直送に要する費用については、具体的な取り扱いについて規程を定め、組合会の議決を得ること。なお、当該規程については、地方厚生(支)局への届け出は不要である。

⇒各被保険者へ被保険者証等を個別に送付するため、郵送費用については、従来に比べ膨大になると考えられる。事業所規模により取り扱いが異なることが考えられるため、今後の保険者の動向に注意したい。

4.実務上の留意点

今後、被保険者証等の直接交付が始まることで、事業主ならびに事務担当者の事務負担の軽減につながり、また、テレワークの推進など柔軟な対応が可能となる。一方、事業主ならびに事務担当者には、在宅勤務など遠隔地で事務手続きを行う場合には、事務手続きに係る個人情報や被保険者証等の変更事由を従業員より収集する仕組みや、管理ルールを設ける必要もある。

人事情報のクラウド化や電子申請など、こうした環境を構築することで多様な働き方の推進が促され、本制度とともに、さまざまな社会ニーズに沿った組織体制へとつながるものとも考えられる。